

のはず。それを「社会的風化、伝道行事」として片付けてしまふのは、宗教者にとって失礼であること。政治的な権威を持たないはずの「象徴」が天皇家、一度選位意向を結れば、政府も国会も一者にその意向をかなえるために動く異常さ。憲法違反を問う裁判も、天皇の儀式と重なると審議すらさせず門前払いとなる仕組みをつくるおかしな。五人が意見陳述する主張は、この日本社会で大手を振って行われている矛盾を暴露する重要なこと。その

台詞劇裁判は、意見陳述が終わると、もうこれ以上は主張は不要だと片付けようとした。被告(国)側代理人は「侵害利益が認められぬ以上、これ以上の意見も、益も不要」と言われ、裁判長も、「従前の主張の繰り返しに過ぎない」とし、結審に持っで行こうとする。控訴代理人は、その簡単に結審に片付けさせてはなるものかと、裁判官の意見申立てを行おうが、裁判長は「もう結審を言言った後だから、結審後の控訴申立てを勝手にしたらいい」と譲らな。次回の日程も調整せずに、さっさと3人の裁判官は奥に逃げ込む。傍聴席からも、突然の結審に何が起きているのかも分からぬ不満だけが残り、「不当だ」「おかし」「ぞ」との声を聞いた。第1回目口頭弁論だけは、まあ控訴人の意見を聞いた体裁を形式上は保つ。しかしもうそれ以上は何も言わせない。とても民主法廷とは程遠い。国家権力の鉄の扉を今更にも痛感した。後は判決だけとなってしまう。最高裁では口頭弁論さえ開かれなかったこととなる。物も言わせぬ空気となる。日本の矛盾を暴露するよう口頭弁論となっていました。

(事務局 星出卓也)

* 報告にあるように、この谷口裁判長は、一発結審を強行しようとした。これにたいして、浅野生井弁護士が闘争を入らずに立ち上がり、「裁判官控訴！」と叫びました。裁判長はあくまで、すでに結審したと言いきり、法廷を

控訴人意見陳述書

* ページ数の都合で5名中3名掲載、残りお二人は次号に掲載します。

内野光子

1 私は東京生まれですが、1946年、夜間先の小学校に入学した世代です。新しい日本国憲法のもとで教育を受けてきた一平生と言ってもいいかもしれません。中学校まで「君が代」を歌った記憶はなく、学校給食は、脱脂粉乳のみでスタートした世代です。

高校のころから短歌を作り始め、現在に至っています。歌を作る傍ら、近現代の短歌の歴史をひも解き、調べてくうちに、突き当たったのが「短歌と天皇制」でした。これまで、短歌と天皇制(風媒社1988年)、「現代短歌

後になりました。その後弁護団は、11月15日に「忌避申立て理由書」を提出。こうした裁判所の姿勢を弾劾し、審理は尽くさないとして、弁論再開の申立てを要求しているところまで。

傍聴者の感想

- * すばらしい意見陳述でした。来たかきがありました。それにしても裁判所はひどい。
- * 見覚えのある裁判所でした。全くひどい対応でした。TVの「トランプ」とはえらい違いです。
- * 5人の意見陳述はどれも、それぞれ分野が違って聞き入り易かったです。裁判官や被告側代理人だって、本気で聞けば面白くて興味深い内容だったはず。紙の文書でなく、目の前の生きた人の生の声での意見は、心に届くはず。裁判所は「口頭弁論主義」を大切に守ってほしい。
- * 大審判の秘密の小屋の中には、誰かの(神の?)靴が脱いであって、布団と枕が延べてある! 吃驚です。すべて国民にはきり知らせたいたいです。SNSに出せませんか。
- * 最後の裁判長発言を聞いて、弁論された方々の迫力ある内容に、笑えて楽しめた! 竹内さん大きな声で明解で良かった。
- * 1. 高松裁判長が国民主義を否定しているのか?
- * 2. 証人申請は何故認められなかったのか?
- * 3. 結審は確定したのか?
- * 陳述された原告の方々、弁護士の方先生方、たくさん時間を使って闘っているのに、本気で相手にされてない感じが。どうしたら我々の憲法に基づいたまっとうな意見を正面から受け止めるのか、ふかしくないらうと思います。まあ、めげずに続けることしかない、との思いです。

「剣璽等承継の儀」を大真面目に承継したとして、演じなければならぬ「剣璽等承継の儀」での姿は滑稽でもありません。

「剣璽等承継の儀」の法的根拠は、当然のことながら、皇典にも日本国憲法にもありません。根拠というならば、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀、式等の奉行に係る基本方針について」という「閣議決定」(2018年4月3日)です。時の政府によっていかようにもできるという証左でありませぬ。

「閣議決定」では、以下のように定められました。

- 1 各儀式は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること
- 2 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各儀式についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること

さらに「剣璽等承継の儀」については以下のように記されています。

- 1 剣璽等承継の儀
 - 1 御即位に伴い剣璽等を承継される儀式として、剣璽等承継の儀を行う。
 - 2 剣璽等承継の儀は、皇太子陛下の御即位の日(5月1日)に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。

「剣璽等承継の儀」が「憲法の趣旨に沿い」「皇室の伝統等を尊重したものである」とあるのは、先に見てきたように、承継されるべき「三種の神器」なるものも「神話」にもつづいたものもあり、長い歴史の中での承継、移転の経緯にも疑問が多いものがあります。「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」の地位継承の儀式を、「国事行為」の「儀式を行うこと」に含めるといって「閣議決定」は、憲法第7条10号を歪曲したものでありはなりません。

また今回の各儀式は、基本的に昭和から平成の代替わりにおける「考案方や内容は踏襲されるべきもの」とされていますが、1909年2月11日に公布された「登極令」によって実施された1915年の大正、1928年の昭和の代替わり儀式を踏襲し、皇所を京都から東京に移した点が変更されたに過ぎません。結局今回の令和の代替わり儀式が、1947年に廃止されたはずの亡霊のような「登極令」と変わらぬ2018年の上記「閣議決定」の内容は新憲法下では認めたいもので、違憲性が高いと考えます。

(2) 即位礼正路の儀

つぎに、2019年10月22日に行われた「即位礼」の最初の儀式は、「即位礼正路の儀」に臨むことを實所に報告するということ「諸所大前儀」でした。正式には「即位礼当日皇所大前儀、即位礼当日皇宮敷御所に奉告の儀」と、

また、伝統的文化的行事といいますが、いまの形になつたのはたかだか、戦後80年です。文学の世界で、短歌の世界で、歌を作った人の序列を前座にした室内のイベントは、日本憲法下の平等の精神に反すると思えます。「歌会始」を誘うというならば、皇族たちの年中行事の一つとして、国民を巻き込むことなく、ひそかに実施したらよいと思えます。

3 向様のことが、即位礼や大嘗祭にも言えることではないかと考えます。代替わりのさまざまな儀式を「諸儀式」としてまとめるのですが、その一つ一つを確かめる必要があると思えます。ここでは全部を検証するわけにはいきませんが、一部、私の知る限りのことではありますが、それらの儀式はどの法律を根拠にされているのか、根拠法の有無とその中身の違憲性について述べてみたいと思えます。

(1) 「剣璽等承継の儀」

まず、2019年5月1日の「剣璽等承継の儀」ですが、映像で見ると、三権の長など二十数人がひかえられた松の間に式部官長と宮内庁長官の先導で新天皇、秋篠宮、常陸宮が入り、堅壁に上つた上の上の中央に天皇が立ち、壇の下に左右に秋篠宮、皇太子の常陸宮が控えています。そこへ「剣・璽」をそれぞれ捧げ持った侍たちが、天皇の前をのり、左へ「璽」と呼ばれる台に恭しく置く。さらに、その二つの「璽」を、何か丸いもの二つが捧げられる。後で調べると、その二つの中身は、国事行為で呼ばれる御璽(天皇の印)と国璽(国の印)であり、捧げられた後、直ちに侍従たちが台の上の剣・璽の包みと御璽・国璽を引き取り、天皇たちと台の上の部屋を退出する。男性たちの床を行つた高はかりが響く6〜7分間ほどの無言の儀式でした。女性の皇族は参列できないのが慣例で、参列者には、女帝内閣の御璽の片山さつきが女性として初めて参列したと報じられます。

皇位の継承の証である現在の「三種の神器」のうちの剣(草薙劍)は熱田神宮に、八咫鏡は(やたのかかみ)は伊勢神宮に収められ、宮中にある剣と鏡は、形代(かたしろ)と呼ばれるレプリカであります。その鏡は露所に、剣(つるぎ)と璽=八咫鏡(やまがた)のまがたまは、取上御所の「剣璽の閣」に置かれているそうです。しかし、代々の天皇から、それらの包みを開いて中身を見てはならないものとされています。

少なくとも「三種の神器」の「剣」に関しては、これからの由來は、古事記・日本書紀にある、素戔嗚尊が八咫大蛇を退治した際、その尻尾から出てきたのが一本の剣であり、それを後に天照大神に献上したのが「草薙劍」であるといった神話が由来です。この神話は風説であり得ても、裏付けのある史実でもなく、伝説でもない、荒唐無稽なクロテスクなフィクションではないでしょうか。天皇自身も「天照大神」の「子孫」であるとは信じていない、国民の大多数も信じていない中で、見ていい「尊

宮内庁は記しています。賢所は、神話の上で皇孫とされる「天照大神」が祀られているというところ。天皇は、もつと格式の高いという日の束帯姿、剣・盾を挿げ持つ侍従たちに先導されて賢所への回廊を進み、さらに皇尊殿、神威を巡り、皇后も白の十二単姿で続く。侍従や女官が長い裾を、腰をかかめて移動する姿は、決して美しい姿ではないでしょう。天皇は、その名所で「お告げ文」なるものが読まれているようですが、その声を聞いてはいたしません。そして、秋篠宮を先頭に皇族たち一団がロンドンの女性皇族の7人が傘をさして、あの日は雨雲の強い日でしたから、砂利道を賢所に向かう姿のちくはくは光景には、「丘崎」なるもの異様に気づかれました。

10月22日の午後に行われた「即位礼正殿の儀」にあつては、私の側面に設えた八角形の傘とばりをめぐらされた、天皇用の「高御座」、皇后用の「御帳台」が並び、高御座の正面のとばりが開かれると、午前中の賢所大前御座とは異なる色鮮やかな十二単です。ここでも、天皇の前には剣・盾が置かれ、天皇の「お言葉」といえば、「日本国憲法及び皇室典範特例法の定めるところにより皇位を継承」を内外に宣明するとし、前天皇にならぬ「憲法」のつとめ、日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たすことを誓うものでした。これに対して安倍首相が涙滂沱（たうた）（よごと）を述べ、首相の方識三唱に、参列者が唱和しています。

ここで問題なのは、高さ6.5mの高御座、5.7mの「御帳台」、天皇は、床より1.3mの位置から「お言葉」を述べ、首相は、天皇を見上げての祝辞でありました。そこには「私たち国民一同は、天皇陛下下（よ）の御下と日本国民統合の象徴と仰せ」とあり、「令和の代（よ）の平安と天皇陛下の御栄（い）やさか）をお祈り申し上げます」との言葉で結んでいます。

この一連の流れの中で、日本国憲法上、いくつかの問題点があります。

① これらの儀式は、憲法、皇室典範、皇室典範特例法上の定めにもありません。あるとすれば、「閣議決定」(2018年4月3日)です。天皇の「お言葉」の最初「日本国憲法及び皇室典範特例法の定めるところにより」の部分は明確ではないでしょうか。

② 「高御座」「御帳台」の設えの違いは何なのでしょう。儀式自体もそうですが、これら二つの設えも時代によって異なります。権固たる象徴なるものはないうえに、憲法上の平等規定に違反します。

③ さらに、首相の祝詞には、「国民一同は、天皇陛下下（よ）日本国及び日本国民統合の象徴と仰せ」とありますが、憲法第一條「日本国及び日本国民統合の象徴」は「即く」存在ではなく、「主権の存する日本国民の総意に基く」とあります。上記の上下関係は、「大日本帝国憲法」の歴史を引きずっていると思えません。

(3) 大嘗祭
毎年11月に行われる皇室の行事の新嘗祭は、天皇の代替わりの祈には大嘗祭として行われていたという長い歴史があったことは、歴史研究上明らかですが、承久中絶したり、その儀式としてのあり様も様々な変遷をたどっていました。

今、大嘗祭以外の諸行事「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」「即位礼正殿の儀」「祝賀御列の儀」「賢者の儀」は、2018年4月3日「閣議決定」の基本方針により「国事行」とされました。大嘗祭は、同日の「内閣口頭了解」という3行ほどの文言で決められました。それも、平成への代替わりのときの大嘗祭についての「閣議口頭了解」(1989年12月21日)を踏襲する、とだけ記されています。

「閣議口頭了解」(1989年12月21日)では、以下の理由で、宮内庁が取り仕切る皇室行事として宮廷費からの支出により実施することが決まりました。

① 皇室の古い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である
② 天皇が皇相及び天神地祖に対し、安寧と五穀豊穡などを感謝されるときにも、国家、国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有するものと見られることは否定することはできません。
③ 国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難である

④ その儀式について国としても深い関心をもち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は公的性格がある

皇室行事として実施、その財源は宮廷費からでして、ここで問題なのは、大嘗祭の「趣旨・形式等」からして、宗教上の儀式としての性格を有するものと見られることは否定することはできない」と明言し、さらに、「国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式」、すなわち、天皇のみが行う紛争を含むことを示唆しながら、いわゆる「関心事」だから、面倒を見なければならぬ」への飛躍は、おきらかに憲法20条の政教分離の原則、89条の「公の財産の支出又は利用の制限」に反すると考えます。

宮内庁の「大嘗祭について」(2019年10月2日)の文書でも明らかに、この儀式の次第は「貞観儀式」(平安時代中期、870年代)や「登極令」(1909年)などに記述されているが、それらを通じて「基本的に異なることははない」とも記され、今回も平成版と同様に行うとあります。

たとえば、さらに、大嘗祭のメインと言われる悠紀殿、主殿殿において天皇と神とが饗食を共にすることは、皇位の継承がなされるという「秘事」に至っては、あまりにも隠蔽された「まこと」にも思えてなりません。「秘事」と称して、天皇と二人の女官しか知り得ない作業や行事

為であるとしても、さまざまな準備や用意をする人々の手を借りねばならないはずで、「秘事」はもはや建て前しか思えません。にもかかわらず、参列者や国民には知らされたいという矛盾に満ちた儀式といえます。なお、悠紀殿、主殿殿における供え物の新穀の産地を決める「奈田高定の儀」も秘密裏に、他の甲賀を火にくべて、その割れ貝倉による「鬼ト」という古代からの占いに、その割れ貝倉を求めたといえます。

これまで見てきたように、大嘗祭の諸儀式は、すでに廃止された「登極令」を持ち出して踏襲しており、現在の法的根拠もありません。時代によって変遷してきた伝統ともいえない神事の横が重ねられて、何とも奇妙な天然な儀式になってしまったと言った方がいいでしょう。

日本国民統合の象徴であった、その地位は主権の存する国民総意に基づく天皇がなすべき行為、儀式とは言えず、憲法第一條に反します。

4) したがって、上記で述べた、少なくとも「剣璽等承継の儀」「即位礼正殿の儀」「大嘗祭」という儀式を国費をもつて実施したことによって、私が受けた精神的な苦痛は多大なものであり、国に対する損害賠償を求めるところであります。

竹内康人
本新詔の控訴人の竹内康人は1957年に静岡県浜松市で生まれました。現在、67歳です。歴史を研究し、それを表現していますが、声なき声を示すことをめざしています。以下、私が原告となり、控訴した理由を陳述します。

1 帝國政府による戦争下で生き残った父母

私の父は1924年に長男として浜松で生まれましたが、帝國政府によって1945年に徴兵され、北海道・旭川の部隊に配属されました。けれどもすぐに敗戦となり、浜松に帰郷できました。近年90歳代でなくなりました。父の父も徴兵隊を持ち、在郷軍人とされました。戦時中には50歳ほどでしたが、私の幼少時には浜松が空襲による空襲を受けたことなどを話してくれました。

私の母は1934年に生まれましたが、母の父は1942年2月、33歳の時に再び徴兵されてフィリピンに送られ、1945年5月、ミンダナオで戦死しました。当時36歳でした。母は7歳で父と別れ、10歳でその死を知りました。母は80歳代で亡くなるまで、父からの葉書をつとめ、その面影を追い続けていました。母は、母親の女手ひとつで育ち、病氣もありませんでしたが、成人できませんでした。帝國政府は母の父を靖国に祀り、遺族に萬國信印を贈り付けました。その祝賀に新憲法成立後も解かれることはなかったのです。父を失った母の悲しみから私は戦争を繰り返してはならないと思うようになりました。

私の親生は戦死することなく生き残った父と父を失った

母の生存の結果でした。歴史好きの少年だった私は大学で歴史学を学ぶ機会を得ました。戦争の加害と被害、そこの底辺などを論理的に学ぶことができました。その後、私は1980年に静岡県高校の教員の職を得、歴史を教えるから、歴史を研究してきました。

いうまでもなく、日本の近代史においては、天皇主権の下で民主主義と人権が否定され、戦争動員と植民地支配がなされました。日本国憲法はその戦争の末に成立したもので、そこでは天皇は象徴とされ、その権力は制限され、主権在民、人権尊重、平和主義の3原則が憲法の柱とされました。政府により天皇が個人神となる国家神道の儀式がなされる時代は終わりました。

2 天皇代替わり体験 (1988年・89年) と 還朝新詔の地味

しかし1988年末から89年にかけての裕仁の死去、明仁の即位に伴う動きはこの3原則の定着が不十分なものであったことを教えるものでした。現人神であったように「目録」がなされ、戦争責任を指摘した長崎市長が攻撃され、政府の行為により新天皇の即位への「奉祝」が宣伝される状況となったのです。

すて1979年には「元号法」が制定され、学校現場では「君が代」が強制されるようになり、元号は天皇が時間と空間を支配し、その地位によって人びとの生活を支配するということですから、主権在民に反するものであります。政府は「君」も天皇を示すことから、これも主権在民に反します。政府による法制化や通達、国家による指示は、学校現場では強制力となります。校長の指示は職務命令の内実を持ち、場合によっては戒告などの処分が加えられます。現場での処分行為は、指示に服従するという内面を形成していき、通達する側、指示する側は命令していません。現場では命令と位置づけられ、服従が形成されるのです。国家による要請は、強制力として構造化され、現場では内心の自由を奪う算力となるのです。異議を唱えるものには警察の監視がつきます。私も監視された体験があります。それは精神の自由を押し、侵奪するものです。

このような代替わりの動きのほか、日本の戦争責任を追及し、民主主義を形成しようとする人びとは1990年に大阪で「即位礼・大嘗祭」還朝新詔を起しました。この訴訟の大敗地裁判決は、政教分離に關しては「制度的保障論」を採用して原告の権利侵害を認めないものでした。大阪高裁も原告の請求を棄却したのですが、高裁はつぎのような憲法判断を示しています。

大嘗祭については、神道儀式であることは明白であり、目的効果基準に照らしても、国家神道への助長・促進になる行為として政教分離規定に違反するという疑義は一概に否定できない。即位礼についても、神道儀式である大嘗祭と関連付けられ、天孫降臨の神話による高御座を使用するなど、政教分離に違反する疑いを一概に否定できない。天皇が主権者を代表する首相を見下す位置で「お言葉」を